

R071002 部長会議資料
総務部危機管理防災課

長野市
新型インフルエンザ等対策行動計画
(案)

令和8年〇月

目 次

第1編 行動計画の基本事項.....	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画.....	- 1 -
第1節 作成の主旨	- 1 -
第2節 市行動計画の位置付け.....	- 1 -
第3節 対象とする疾患.....	- 2 -
第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応	- 3 -
第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	- 3 -
第2節 市行動計画改定の目的.....	- 3 -
第3節 感染症危機管理の体制.....	- 5 -
第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 8 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	- 8 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 8 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 9 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 12 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 15 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 19 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	- 23 -
第1節 市行動計画における対策項目等	- 23 -
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	- 33 -
第1節 市行動計画等の実効性確保	- 33 -
第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 35 -
第1章 実施体制	- 35 -
第1節 準備期	- 35 -
第2節 初動期	- 37 -
第3節 対応期	- 38 -
第2章 情報収集・分析	- 40 -
第1節 準備期	- 40 -
第2節 初動期	- 42 -
第3節 対応期	- 43 -
第3章 サーベイランス	- 45 -
第1節 準備期	- 45 -
第2節 初動期	- 48 -
第3節 対応期	- 50 -
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 52 -
第1節 準備期	- 52 -
第2節 初動期	- 55 -

第3節 対応期	- 58 -
第5章 水際対策	- 62 -
第1節 準備期	- 62 -
第2節 初動期	- 63 -
第3節 対応期	- 65 -
第6章 まん延防止	- 67 -
第1節 準備期	- 67 -
第2節 初動期	- 68 -
第3節 対応期	- 69 -
第7章 ワクチン	- 74 -
第1節 準備期	- 74 -
第2節 初動期	- 77 -
第3節 対応期	- 78 -
第8章 医療	- 81 -
第1節 準備期	- 81 -
第2節 初動期	- 85 -
第3節 対応期	- 86 -
第9章 治療薬・治療法	- 89 -
第1節 準備期	- 89 -
第2節 初動期	- 90 -
第3節 対応期	- 91 -
第10章 検査	- 93 -
第1節 準備期	- 93 -
第2節 初動期	- 96 -
第3節 対応期	- 98 -
第11章 保健	- 100 -
第1節 準備期	- 100 -
第2節 初動期	- 105 -
第3節 対応期	- 108 -
第12章 物資	- 114 -
第1節 準備期	- 114 -
第2節 初動期	- 115 -
第3節 対応期	- 116 -
第13章 市民生活及び経済の安定の確保	- 117 -
第1節 準備期	- 117 -
第2節 初動期	- 119 -
第3節 対応期	- 121 -

第1編 行動計画の基本事項

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1節 作成の主旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

それは、未知の病原体についても、既知の病原体であってもウイルスの変異等による新型のウイルスの出現であれば同様であり、その感染性¹の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性²が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等³」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務等を定めたものである。

この特措法及び感染症法⁴に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、長野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定めるものである。

第2節 市行動計画の位置付け

- ・市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すもので、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市行動計画に位置付けられるものである。
- ・市行動計画においては、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

1 本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度（伝播性）」のことを指す言葉として用いている。

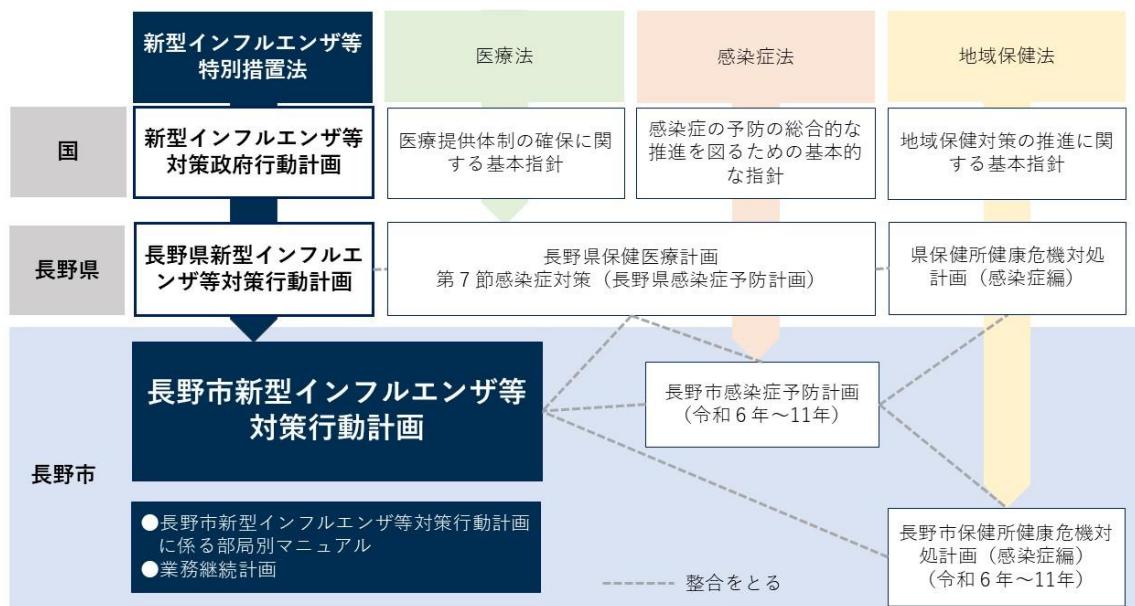
2 本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

3 特措法第2条第1号

4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）

- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、計画の定期的な検討を行い、県行動計画の変更があった場合には、適時適切に見直しを行う。

≪関係計画等との相関図≫



第3節 対象とする疾患

- ・特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下のとおり。

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁵
- ② 指定感染症⁶（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症⁷（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

5 感染症法第6条第7項

6 感染症法第6条第8項

7 感染症法第6条第9項

第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応

第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）⁸は、令和2（2020）年2月に県内、同年4月に市内において初の患者が確認されて以降、長きにわたり市民⁹生活に大きな影響を及ぼした。

市では特措法適用前の令和2年1月に、危機管理指針に基づく長野市新型コロナウイルス感染症府内調整会議を開催、2月には長野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、特措法適用後の4月には法設置の新型コロナウイルス感染症長野市対策本部に移行した。

感染が急速に拡大し、政府による緊急事態宣言が発出されるなか、政府や県の対処方針も踏まえ、新規感染者や重症者の発生を最小限に食い止めることで医療提供体制の維持を図り、市民の生命と健康を守ることを最優先目標としながら、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるよう、全庁的に様々な取組を行ってきた。

具体的には、市民の行動変容（マスク着用や換気、手指衛生の励行、人混みを避けるといった基本的な感染対策の徹底など）を促す呼びかけや、不要不急の外出や感染拡大地域への移動の自粛など、人流を抑制するための要請を行い、一方で必要な方に必要な医療を提供するための医療提供体制等の維持や、まん延を防止するためのワクチン個別接種や集団接種も関係機関などと連携しながら取り組んだ。

令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けが変更されてからは、それまでの「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、市民による自主的な取組をベースとするもの」に移行した。

次の感染症危機に備えるためには、この経験を活かした取組を進めることが重要である。

第2節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

新型コロナ対応を振り返り、国、県及び市において課題を整理したところ¹⁰、次の点が主な課題として挙げられた。

8 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

9 本計画における「市民」とは、市内に住所を有する者のか、市内に通勤、通学する者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう

10 国では新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として、取りまとめられた。

- ・平時の備えの不足
- ・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・情報発信

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すための目標を、以下のとおり示す。

- ・感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・市民生活及び経済活動への影響の軽減
- ・対策の実施に当たっての基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、市行動計画を全面改定するものである。

第3節 感染症危機管理の体制

1 市の体制

(1) 全庁的、全市的な取組

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、府内調整会議等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となつた取組を推進する。
- ・総務部や保健所をはじめ、各関係部においては、国、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

(2) 実施体制

(2)-1 長野市新型インフルエンザ等対策本部¹¹（以下「市対策本部」という。）

- ・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。
- ・政府によりまん延防止等重点措置及び緊急事態措置が行われた場合には、特措法に基づき必要な措置を講じる。

ア 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：危機管理防災監、副市長
- ・本部長付：教育長、上下水道事業管理者
- ・本部員：各部局長

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関するここと。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

11 特措法第34条

《市対策本部の構成》



(2)-2 条例対策本部¹²

- ・対象となる新型インフルエンザ等の特措法への位置付け後にあっては、政府対策本部による緊急事態宣言がされる前であっても、必要に応じ、条例に基づく市対策本部を設置する。

(2)-3 長野市新型インフルエンザ等対策に係る懇談会

- ・幅広い分野にまたがる専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、医学・公衆衛生、市民生活及び経済等を含む幅広い分野の専門家等で構成される、長野市新型インフルエンザ等対策懇談会を設置する。

ア 構 成

- ・感染症専門医、医療関係者、市民生活及び経済等の各分野に関する有識者等
- ・事務局：(総務部・長野市保健所)

イ 設置目的

- ・新型インフルエンザ等の発生、再流行及び病原性の変化、市民生活及び経済活動への影響に対して、保健医療分野、生活・経済分野などから各種対策の検討を行う。

ウ 懇談事項

- ・市行動計画等の立案・作成等に関して意見を聞く。
- ・市が実施する新型インフルエンザ等の対策について、迅速かつ的確な対策を講じるため、必要に応じて隨時、懇談会の意見を聞く。

12 長野市新型インフルエンザ等対策本部条例第3条

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命、健康や生活・経済に大きな影響を与えること

- ・長期的には、市民の多くがり患するおそれがある。
- ・患者が急激に増加すると、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう。
- ・病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済にも大きな影響を与えかねない。したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的及び戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び経済への影響を軽減する。
- ・市民生活及び経済の安定を確保する。
- ・感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1 柔軟な対応

- ・市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹³等）（以下「病原体の性状」という。）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

2 段階に応じた対応

（1）発生前の段階（準備期）

- ・地域における医療提供体制の整備やワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）発生した段階（初動期）

- ・国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- ・海外で発生した段階で、病原体の市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるが、検疫所との連携強化等により、病原体の市内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるとともに、早期に患者を発見できる体制を敷く。

（3）対応期

① 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- ・患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等を行う。
- ・病原性の程度に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

13 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。
 - ・常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。
 - ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
- ② 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・国、県及び事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う。
 - ・変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じ、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられるので、状況に応じて臨機応変に対応していく。
 - ・地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
- ・最終的には、流行状況が収束¹⁴し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

3 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて市民に周知し、理解を得るための呼びかけを行う必要がある。

14 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況であること。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

4 市民の感染拡大防止策

- ・事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う必要がある。
- ・新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。
- ・特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

- ・過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。
 - ① 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
 - ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
 - ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
 - ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。
- ・有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状に応じたリスク評価の大くくりの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。
- ・対策の切替えについては第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

- ・前述の1の考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。また、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

（1）初動期

- ・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをでき

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

る限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（2）対応期

- ・対応期については、以下の①から④までの時期に区分する。

- ① 封じ込めを念頭に対応する時期
- ② 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

① 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬や抗プレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ・リスク評価については、病原性や感染性等の観点から、大きくりの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。その際、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。
- ・ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

せずに、次の④「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。
- ・この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。
- ・感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

1 国、県等との連携協力

- ・国、県及び指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。
- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

2 平時の備えの整理や拡充

- ・感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

- ・将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（2）初発の感染事例の探知と迅速な初動の体制整備

- ・初動対応については、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（3）関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

- ・感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持つてもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（4）医療提供体制、検査体制、ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

- ・感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等について予算の確保を含め平時からの取組を進める。

（5）負担軽減や情報の有効活用、国、県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

- ・保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国、県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国、県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

3 感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ・対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。
- ・以下の（1）から（5）までの取組により、感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（1）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

- ・対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。
- ・可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（2）医療提供体制と市民生活及び経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

- ・有事には長野市感染症予防計画（以下「市予防計画」という。）及び医療計画に基づき、県と連携して医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。
- ・リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。
- ・その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活及び経済に与える影響にも十分留意する。

（3）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

（4）対策項目ごとの時期区分

- ・柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（5）市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

- ・対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要である。
- ・平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民に適切な判断や行動を促せるようにする。
- ・特に県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

4 基本的人権の尊重

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとする¹⁵。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならない。
- ・これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止することが重要である。
- ・対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。
- ・感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

5 弾力的な措置

- ・特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。
- ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

15 特措法第5条

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

6 関係機関相互の連携協力の確保

- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ対策を総合的に推進する。
- ・市は、特に必要があると認める時は、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する¹⁶。

7 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

- ・感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

8 感染症危機下の災害対応

- ・市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、国、県等と連携して平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。
- ・感染症危機下で地震等の災害が発生した場合、市は、国、県等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

9 記録の作成や保存

- ・対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

16 特措法第24条第4項及び第36条第2項

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁷。
- ・WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁸とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁹。
- ・こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・新型インフルエンザ等対策閣僚会議²⁰（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²¹（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となつた取組を総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・対策の実施に当たっては、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。
- ・国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 県の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²²。

17 特措法第3条第1項

18 特措法第3条第2項

19 特措法第3条第3項

20 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

21 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

22 特措法第3条第4項

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担つており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う。
- ・平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。
- ・有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・こうした取組において、保健所を設置する長野市及び松本市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関²³等で構成される長野県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）²⁴等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。
- ・予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。
- ・これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

3 市の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁵。
- ・住民に最も近い行政単位として、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施に当たっては、国、県及び近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。
- ・有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・県とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図る。

23 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、市行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

24 感染症法第10条の2

25 特措法第3条第4項

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

4 医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関の役割

- ・指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、発生時における対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁶、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁷。

7 一般の事業者

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。
- ・特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁸ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を

26 特措法第3条第5項

27 特措法第4条第3項

28 特措法第4条第1項及び第2項

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 市民

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手指衛生、人混みを避ける等）等の個人レベルで実践する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁹。

29 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主な対策項目

- ・市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。
- ・それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするために、以下の13項目を主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 市民生活及び経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

- ・主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。
- ・以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

- ・感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全市的な危機管理の問題として取り組む必要がある。
- ・国、県、市町村、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図る。

- ・そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようする。

② 情報収集・分析

- ・感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。
- ・そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようする。

③ サーベイランス

- ・感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。
- ・そのため、平時から感染症の発生動向の把握等のサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあり、こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。
- ・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

- ・このため、市は、平時から市民の感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。
- ・水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案の上、内容検討を行い、実施することが重要である。
- ・新型インフルエンザ等の発生当初、病原体の性状に関する情報が限られている場合は、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策を実施する必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しを行う。
- ・市は、國の方針を踏まえ、市内に滞在する入国者への対応等を実施する必要がある。

⑥ まん延防止

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び経済活動への影響を最小化することを目的とする。
- ・適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に收めることにつなげる。
- ・特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。
- ・このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、県では特措法に基づき、必要と考えられる地

- 域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。
- ・特措法第5条において、県民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案する。
 - ・新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発・普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

⑦ ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に收めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ・そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な開発・供給を可能にするために必要な施策を取り組んでいくことが重要である。
- ・市は、国、県と連携し、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。
- ・新型インフルエンザ等の発生時において、ワクチン接種を進めるに当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、国民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。
- ・また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。
- ・感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひつ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、市は、平時から県が行う感染症医療を提供する体制整備に協力し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。有事には、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

⑨ 治療薬・治療法

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要である。

⑩ 検査

- ・新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。
- ・また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。
- ・このため、市は、平時から検査機器の整備・更新及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進め、有事の際は、検査拡充等の体制を迅速に整備する。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生当初から国や JIHS が主導する研究開発について、感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床検査の実施に積極的に協力をする。
- ・状況の変化に合わせて、病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

- ・新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県及び保健所設置市（以下「県等」という。）は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。
- ・その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、理解や協力を得ることが重要である。
- ・また、県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

- ・保健所及び環境衛生試験所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向を把握し、市の効果的な新型インフルエンザ等対策の実施に寄与するとともに、県に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。
- ・保健所及び環境衛生試験所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。
- ・このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、国から必要な支援を受け、各機関が一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。
- ・このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

⑬ 市民生活及び経済の安定の確保

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。
- ・このため、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市は、市民生活及び経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。
- ・事業者や市民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

- (1) 人材育成
- (2) 国と地方公共団体との連携
- (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(1) 人材育成

- ・感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。
- ・また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができの人材を確保することも重要である。特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。こうした人材の育成については、市において、国や JIHS が実施している「実地疫学専門家養成コース (FETP)」や「感染症危機管理専門家 (IDES) 養成プログラム³⁰」等の各種研修等へ職員を参加させるとともに、これら研修等の修了者等も活用しつつ、感染症対策をはじめ公衆衛生や疫学の専門家等の養成を進め、市における感染症対策の中核となる人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。
- ・このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、環境衛生試験所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理体制との連携や連動等が求められる。
- ・加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者 (DMAT, DPAT 先遣隊及び災害支援ナース) について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。
- ・また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT³¹」について地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）における位置付けが設けられたことを踏まえて、

³⁰ 「IDES」とは、Infectious Disease Emergency Specialist の略称であり、国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成するためのプログラム。国内外の感染症の知識、行政能力（マネジメント）及び国際的な対応能力の習得を図る。

³¹ 「IHEAT」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

- 支援を行う IHEAT 要員³²の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。
- ・新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。
 - ・また、地域の医療機関等においても、県、市町村や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

(2) 国や地方公共団体等との連携

- ・国との適切な役割分担の下、県は、国が定める基本的な方針を基に、感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策を、地域の実情に応じて実施する。
- ・市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。
- ・市は、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、国、県との連携体制を平時から整えておく。
- ・新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。
- ・市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の職能団体や、商工会議所、大学等の関係民間団体と平時から情報共有を行い、連携体制を確認しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生の初期段階から迅速に対応するためには、データや情報の円滑な収集や共有・分析等が必要となるため、平時から国、県等との連携体制やネットワークの構築に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業者、関係機関等に対し、できるだけ分かりやすく適切な情報提供・共有を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策に当たっては、現場を担う県及び市町村の意見が

32 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

適切に反映されるよう、平時から国との意見交換を進めておくことや、国と共同して訓練等を行い、連携体制を不斷に確認及び改善していくことが重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

① DX の推進

- ・近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。
- ・新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。
- ・DX 推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。
- ・また、国及び JIHS はワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていくこととしている。
- ・これらのほか、国は医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしている。
- ・さらに、国は、DX 推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進めることとしている。
- ・国におけるこうした取組により、県及び市町村においても DX を推進する必要があるが、DX を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

② その他の新技術

- ・新型コロナ対応においては、ワクチンにおける技術革新や、スーパーコンピュータ「富岳」を用いた感染経路等のシミュレーション、携帯電話データ等を用いた人流データの分析、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていない新たな技術を用いた取組が試みられた。
- ・これらのほか、従前よりポリオウイルスで活用していた下水サーベイランスについても、新型コロナ対策への活用が試みられた。近年、新たな技術を用いた医薬品開発や生成AI等の技術革新がなされている。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、国の方針を注視のうえ、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要である。

なお、政府行動計画では、上記に加え、「研究開発への支援」、「国際的な連携」の2つを横断的視点として設定し、対策の充実・強化を図っている。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実効性確保

1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

- ・市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。
- ・感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たつての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する「EBPM」の考え方に基づいて、政策を実施する。
- ・前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

- ・市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。
- ・新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであり、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。
- ・市や市民が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

- ・「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。
- ・市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

4 定期的なフォローアップと必要な見直し

- ・訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく市予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化や県行動計画の改定に合わせて、

市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。

- ・定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、市予防計画や医療計画をはじめとする 新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね 6 年ごとに行われる県行動計画の改定に基づき、市行動計画についても所要の見直しを行う。
- ・新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、県行動計画の改定状況等も踏まえ、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画の見直しを行う。
- ・市の行動計画の見直しに当たって、市と県の連携を深める観点から、県から行動計画の充実に資する情報の提供等を受ける。
- ・県は、国から、平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報の提供等を受けながら、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組を充実させる。市は、県の取組について、適宜共有を受け、取組の充実を図る。

5 指定地方公共機関業務計画

- ・指定地方公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。
- ・検討の結果や DX の推進・テレワークの普及状況等も踏まえながら、業務計画の必要な見直しを行う。

第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁を挙げて取組を推進することが重要である。

そのため、市は、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

- ・市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務部、全部局）

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ・市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画を踏まえ、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く³³。（総務部、全部局）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（総務部、全部局）
- ・市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。養成等にあたっては、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や環境衛生試験所等の人材の確保や育成に努める。（総務部、関係部局）

1-3. 国、県等との連携の強化

- ・国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実

33 特措法第8条第7項及び第8項により準用する第7条第3項

施する。（総務部、全部局）

- ・国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（総務部、全部局）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、全市的な危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて庁内調整会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・国が政府対策本部を設置した場合³⁴や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（総務部、保健所）
- ・市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務部、全部局）

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ・市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³⁵を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する³⁶ことを検討し、所要の準備を行う。（総務部、全部局）

34 特措法第15条

35 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

36 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

市は、感染症危機の状況並びに市民生活及び経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひつ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

- ・市は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³⁷を要請する。（総務部）
- ・市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市又は県に対して応援を求める³⁸。（総務部）

3-1-2. 必要な財政上の措置

- ・市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（総務部、全部局）

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手續

- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する³⁹。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必

37 特措法第26条の2第1項

38 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

39 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁴⁰。（総務部、関係部局）

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁴¹。（総務部）

40 特措法第36条第1項

41 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析の対象となる情報としては、市内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民生活及び経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

市は、平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- ・市は、国が整備する感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析しリスク評価を行う体制に基づき、市内の情報を収集・分析するとともに、必要な情報を国、県へ提供できる体制を構築する。（保健所）
- ・市は、有事に備え、国、県と連携し、積極的疫学調査⁴²や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。（保健所）

1-2. 平時に使う情報収集・分析

- ・市は、市内外の感染症の発生動向（集団感染、学校における臨時休業の状況等も含む）を把握、分析するとともに、有事における政策上の意思決定及び実務上の判断材料とする。（保健所、関係部局）

1-3. 訓練

- ・市は、国及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。（保健所、関係部局）

42 感染症法第15条

1-4. 人員の確保

- 市は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、環境衛生試験所等の計画的な人員の確保や配置を行う。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討する。（総務部、保健所）

1-5. DXの推進

- 市は、国及びJIHSが行う、平時から迅速に情報収集・分析を行うための情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXの推進について協力する。（保健所）
- 市は、医療機関に対して、医師等からの届出に電磁的な方法を活用するよう協力を依頼する。（保健所）

1-6. 情報漏えい等への対策

- 市は、感染症サーベイランス等から得られた公表前の市内の疫学情報、患者情報、感染症の特徴や病原体の性状の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。（総務部、保健所）

第2節 初動期

1 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析及びリスク評価（情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセス）が迅速に行われる必要がある。

市は、国及びJIHSにおける感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析に協力するとともに、早期に探知された新たな感染症に関する情報や国による初期段階でのリスク評価等を踏まえ、速やかに有事の体制への移行を判断し、必要な準備を行う。

2 所要の対応

2-1. 実施体制

- ・市は、国が体制を強化する感染症インテリジェンス体制に基づき、当該感染症に関する情報収集・分析に協力する。（保健所）

2-2. リスク評価

2-2-1. 国のリスク評価に基づく有事体制への移行

- ・市は、市内及び県内における発生状況や、国が行うリスク評価等を踏まえ、県とともに医療提供体制、検査体制について確認し、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。（総務部、保健所）

2-2-2. リスク評価体制の強化

- ・市は、国及びJIHSが感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施するため、市内における発生状況等を提供するなどの必要な協力をう。（保健所）

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- ・市は、情報収集・分析から得られた情報や感染症対策について、関係機関及び市民に迅速に提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民へ分かりやすく提供・共有する。情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

市は、強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断をする可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活及び経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

2 所要の対応

3-1. 実施体制

- ・市は、国、県及びJIHSなどから提供される情報や市内の感染状況等を情報収集・分析するとともに、リスク評価を実施する。（保健所）
- ・市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。（総務部、保健所）

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ・市は、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、JIHS及び県からの情報、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。（保健所）
- ・リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市は市民生活及び経済に関する情報や社会的影響等についても必要な情報を収集し、考慮する。（総務部、保健所）

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ・市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。（保健所）
- ・市は、国からまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析

結果について提供があった場合は、今後の対策について検討し、実施について判断するとともに、市民に分かりやすく情報を提供・共有する。（総務部）

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- ・市は、県、国及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（総務部、保健所、関係部局）
- ・市は、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。（総務部、保健所、関係部局）

3-3. 情報収集・分析から得られた情報の共有及び公表

- ・市は、情報収集・分析から得られた情報や感染症対策について、関係機関及び市民に迅速に提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民に分かりやすく提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・市は、情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

1 目的

市行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事には、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行なうことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、市は、平時から感染症サーベイランスシステム⁴³やあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等の情報を収集し、これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- ・市は、国、県と連携し、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、指定届出機関⁴⁴からの患者報告や、環境衛生試験所における病原体の検出状況やゲノム情報等の共有がなされる体制を整備する。（保健所）
- ・市は、国やJIHSによるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。（保健所）
- ・市は、平時から、国及びJIHSによる技術的な指導及び人材育成等の支援を受けるとともに、訓練等を通じて有事における感染症サーベイランスの実施体制について評価・検証を行う。（保健所）

1-2. 平時に行なう感染症サーベイランス

- ・市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。（保健所）
- ・市は、感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、下水

⁴³ 感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届けられた情報等を集計・還元するために活用されているシステムであり、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

⁴⁴ 感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。

- サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスの実施について、必要に応じて国や JIHS に協力する。（保健所）
- ・市は、指定届出機関から急性呼吸器感染症患者の検体を入手し、インフルエンザの場合はウイルスの型・亜型を分析する。また、国や JIHS 等と連携し、感染症の特徴や病原体の性状を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について関係機関と共有する。（保健所）
 - ・市は、ワンヘルス・アプローチ⁴⁵の考え方に基づき、国や JIHS、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。（保健所、農林部）
 - ・市は、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（総務部、保健所、農林部）
 - ・市は、国、県及び JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランス⁴⁶による新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を図る。（総務部、保健所）

1-3. 人材育成（研修の実施）

- ・市は、感染症サーベイランスに関する人材の育成と確保のため、有事に必要となる人員規模をあらかじめ検討した上で、国、県及び JIHS と連携し、担当者の研修を実施する。（総務部、保健所）
- ・市は、国や JIHS 等で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J⁴⁷)、感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業等⁴⁸に、職員等を積極的に派遣する。（総務部、保健所）

45 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

46 感染症法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく疑似症サーベイランスであり、都道府県から指定を受けた指定届出機関の管理者により、五類感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）若しくは二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症等の患者を診断し、又は五類感染症により死亡した者の死体を検査したときに届け出られる制度。

47 JIHS が、平常時から質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献し、感染症の集団発生・流行時には迅速かつ的確にその実態把握及び原因究明に従事する実地疫学専門家を養成することを目的に、保健所設置市（地方衛生研究所等含む。）職員や大学等において感染症対策の診療・教育に従事している専門資格等を有する者を対象に実施しているコース。

48 国が、感染症危機に対応できる高度な専門性や経験を有し、横断的な調整能力を有するリーダーシップ人材を育成することを目的に、保健所設置市職員を対象に実施している事業。

1-4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 市は、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、平時から、医療機関等に対して感染症サーベイランスシステムによる発生届等の電磁的届出の促進を図ることなどにより、DXを推進する。（保健所）
- 市は、令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法⁴⁹による発生届及び退院等⁵⁰の提出を促進する。（保健所）

1-5. 分析結果の共有・公表

- 市は、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果について国、県及びJIHSから情報収集するとともに、分析結果に基づく正確な情報を市民に分かりやすく提供・共有する。（総務部、保健所）
- 市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

⁴⁹ 感染症法第12条第5項6項、第44条の3の6及び第50条の7に基づき、電磁的方法により届出を行うよう努めなければならない。

⁵⁰ 感染症法第44条の3の6に基づく新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者（感染症法第44条の9第1項の規定による準用）及び第50条の7に基づく新感染症の所見がある者の退院等の届出であり、厚生労働省令で定める感染症指定届出機関の医師により、新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときに、当該感染症指定届出機関の所在地を管轄する保健所設置市及び厚生労働省に届け出られる制度。

第2節 初動期

1 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期において、市は、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 所要の体制

2-1. 実施体制

- ・市は、国において有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断された場合は、実施体制を迅速に整備する。（保健所）

2-2. リスク評価

2-2-1. 有事の感染症サーベイランス⁵¹の開始

- ・市は、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、国から新たな感染症に係る疑似症の症例定義が示された場合は、国と連携の上、当該感染症に対する疑似症サーベイランス⁵²を開始する。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握するため、国、県、JIHS 及び関係機関と連携し、患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等を強化する。（保健所）
- ・市は、國の方針を踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るために、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について亜型等の同定を行い、県、JIHS と結果を共有する。（保健所）
- ・市は患者の疫学情報と検査結果を適切にデータベース化し、分析する。（保

⁵¹ 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき、患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。

⁵² 感染症法第14条第7項及び第8項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄する区域内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検査したときに届出を求める制度。

健所)

2-2-2. リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化

- 市は、国及びJIHSによる感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等についての分析結果や、これらを踏まえた市の初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等を行う。（保健所）

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- 市は、国及びJIHSによる初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に検討・判断し、実施する。（総務部、保健所、関係部局）

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有・公表

- 市は、感染症サーベイランスにより市内における感染症の発生状況等を迅速に把握し、国、県及びJIHSと連携して、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報を収集するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を市民へ迅速かつ分かりやすく提供・共有する。（総務部、保健所）
- 市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

市は、強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

2 所要の対応

3-1. 実施体制

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、国や JIHS によるリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。（保健所）
- ・また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。（保健所）

3-2. リスク評価

3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

- ・市は、国、県及び JIHS と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対して退院等の届出の提出を求める。（保健所）
- ・市は、国、県、JIHS 及び関係機関と連携し、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。（保健所）
- ・国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するため、国において、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担・患者の全数把握の必要性を評価し、定点把握を含めた感染症サーベイランスに移行する判断がなされた場合は、市においてもサーベイランスの内容を切り替える。（保健所）
- ・市は、必要に応じ、国が実施する感染症サーベイランスのほか、県等と連携し地域の感染動向等に応じた、感染症サーベイランスを実施する。（保健所）

3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

- ・市は、国から示された感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの強化や、対象及び届出対象者の重点化・効率化等を行う。（保健所）

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- ・市は、国及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえ、感染症対策を迅速に判断及び実施する。（総務部、保健所、関係部局）
- ・また、市は、流行状況や国や JIHS によるリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。（総務部、保健所、関係部局）

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有・公表

- ・市は、感染症サーベイランスにより市内における新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、国、県及び JIHS と連携し、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報を収集するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等や感染症対策に関する情報を市民へ迅速に提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、各種対策への理解・協力を得るため、市民に分かりやすく情報を提供・共有する。（総務部、保健所、関係部局）
- ・市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁵³を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の項目や手段等について整理する。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

- ・市は、平時から、国、県等が公表する情報等を踏まえ、以下の内容等について、市民へ情報提供・共有を行う⁵⁴。（総務部、保健所）

【情報提供・共有内容】

- ・感染症に関する基本的な情報
- ・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手指衛生、人混みを避ける等）
- ・感染症の発生状況等の情報
- ・新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等
- ・市は、上記の情報提供・共有が有用な情報源として、市民に認知・信頼してもらえるよう、分かりやすい情報提供・共有に努める。（総務部、保健所）
- ・その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。（総務部、保健所）

53 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

54 特措法第13条第1項

- ・なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、県等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。
(総務部、保健福祉部、保健所、こども未来部、教育委員会)

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

- ・市は、国、県等と連携し、以下の事項等について啓発を行う⁵⁵。（総務部、企画政策部、保健所）

【啓発内容】

- ・感染症は誰でも感染する可能性があること
- ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
- ・これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等
- ・市は、市の情報提供・共有が有用な情報源として、市民に認知・信頼してもらえるよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

- ・感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック⁵⁶の問題が生じ得ることから、市は、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発について、必要に応じて国、県等が行う取組みに協力する。（総務部、企画政策部、保健所）

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ・市は、県等と連携して情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民へ情報提供・共有する内容について整理する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法に

55 特措法第13条第2項

56 信憑性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

について整理する。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）

- 市は、一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう情報提供、広報等の方法を整理する。また、住民自治協議会をはじめ様々な市民とのチャンネルを活用するなど、市民への周知を図る。（総務部、企画政策部、保健所）
- 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に従って具体的な公表方針を決定する。特に発生初期においては、国が市町村を特定できない形での公表を求めていることから、事前に連携協議会等において県及び関係機関と調整を図るとともに、市民への説明と意見交換を丁寧に行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- 市は、国が公表基準等に関して、感染症の特徴等に応じて必要な見直し等を行った場合は、公表方針を柔軟に変更する。（総務部、企画政策部、保健所）

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- 市は、国からの要請を受けて、市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置する準備を進める。（総務部、保健所）

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。

具体的には、市民が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

市は、国、県及びJIHSと連携して、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、感染状況の指標、有効な感染防止対策等について市民に対し、以下のとおり情報提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・市は、準備期にあらかじめ定めた内容及び方法により、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）
- ・市は、感染状況の分かりやすい指標を設定し、地域ごとの感染状況の目安を示すことについて、検討を行う。（総務部、保健所）
- ・市は、市民の情報収集の利便性向上のため、市内の新型インフルエンザ等に関する情報（感染状況、要請内容、支援内容等）について、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。（総務部、企画政

策部、保健所)

- ・市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、国、県等から提供される情報や市内の感染状況等について情報提供を行い、市民に必要な感染対策への協力を依頼する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、国が公表基準等に関して、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行った場合は、公表の方針等を柔軟に見直す。（総務部、企画政策部、保健所）

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ・市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、国の要請によりコールセンターを設置し、コールセンターを通して市民からの相談を受け付け、感染症に対する正しい知識を普及させる。（総務部、保健所）
- ・市は、国から提供される Q&A を保健所、コールセンターで共有するとともに、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。（総務部、企画政策部、保健所）

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ・市は、以下の事項等について、市民へ適切に情報提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

【啓発内容】

- ・感染症は誰でも感染する可能性があること
- ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
- ・これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること
- ・あわせて、市は、国が整理する偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を市民に周知するとともに、市においても誹謗中傷相談窓口を設置し、全ての市民の人権が尊重されるよう努める。（総務部、企画政策部、地域・市民生活部、保健所）

- ・感染症危機においては、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、市は、国、県と連携して、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
(総務部、企画政策部、保健所)

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

そのため、市は、市民が科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

市は、国、県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、市民及び関係機関に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

3-1. 基本の方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- 市は、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、国、県等から提供される情報や地域の感染状況を迅速かつ一体的に情報提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）
- その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、市は、感染症の特性を発信することや、感染状況の分かりやすい指標を設定し、感染状況の目安を示すこと等により、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）
- 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）
- 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、市内の新型インフルエンザ等

に関する情報（感染状況、要請内容、支援内容等）について、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。（総務部、企画政策部、保健所）

- ・市は、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、業界団体を通じた情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、感染症の特徴、感染状況等に応じて、柔軟な見直しを行う。（総務部、企画政策部、保健所）

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ・市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、コールセンター等の体制を維持し、必要に応じて体制を強化する。（総務部、保健所）
- ・国から配布された Q&A の改定、コールセンター等に寄せられた質問事項等を Q&A 等に反映し、コールセンターや保健所等に情報共有する。（総務部、保健所）

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ・市は、以下の事項等について適切に情報提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）
【啓発内容】
 - ・感染症は誰でも感染する可能性があること
 - ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
 - ・これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等
- ・あわせて、市は、偏見・差別等に関する国・県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知するとともに、誹謗中傷相談窓口における相談対応を充実させ、全ての市民の人権が尊重されるよう努める。（総務部、企画政策部、地域・市民生活部、保健所）

- 市は、偽・誤情報の流布等の状況も踏まえ、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（総務部、企画政策部、保健所）

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

- 市は、病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

- 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。
- その際、市は、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、国等の政策判断の根拠を丁寧に説明する。（総務部、保健所）
- 市は、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性がある場合は、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなることを周知する。（総務部、企画政策部、地域・市民生活部、保健所）
- 市は、個人や事業所レベルでの感染対策が、社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

- 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。
- その際、市は、市民が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

- 病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根

拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、教育委員会）

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。
(総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所)
- ・また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層に対し、市は、可能な限り市民と双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。
(総務部、企画政策部、保健所)
- ・また、順次、広報体制の縮小等を行う。
(総務部、企画政策部、保健所)

第5章 水際対策

第1節 準備期

1 目的

市は、平時から検疫所等関係機関と水際対策に係る体制整備や訓練を行うとともに、国が整備したシステムを活用する準備を進めることにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を実施できるようにする。

2 所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

- ・市は、国が協定締結を行う検疫法に基づく隔離⁵⁷、停留⁵⁸で用いる医療機関や搬送機関との連携体制を構築するとともに、国が水際対策関係者に対して実施する訓練に参加し、水際対策の実効性を高める。（保健所）
- ・市は、検疫体制の整備のため、国からの依頼に応じて、検疫に係る検査を実施するなどの協力に努める。（保健所）
- ・市は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。また、水際対策関係者は個人防護具の整備を行う。（総務部、保健所）

57 検疫法第14条第1項第1号及び第15条第1項

58 検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項

第2節 初動期

1 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるため、疾病の特徴や海外の感染拡大の状況等を踏まえて、迅速に水際対策を実施し、国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保することが重要である。

発生当初、感染症の特徴や病原体の性状に関する情報が限られている場合は、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策を実施する必要がある。常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、水際対策の見直しを行う。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

- ・市は、国が公表する海外における発生状況等を関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と情報共有する。（保健所）
- ・市は、管轄地域に所在する帰国者等の情報について国から提供を受けた場合は、必要に応じて対象者の健康監視を実施する。（保健所）
- ・市は、国が感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対して不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行った場合、市民や関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）へ迅速に情報提供を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

2-2. 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等⁵⁹

- ・市は、国が当該感染症について検疫法上の指定を行った場合、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）へ情報提供を行う。（保健所）

2-3. 検疫措置の強化

- ・市は、国が行う検疫に係る検査体制の整備に協力する。（保健所）
- ・市は、国が行う検疫法による隔離・停留で用いる医療機関や搬送業者との連携体制の整備に協力する。（保健所）
- ・市は、国から示される診察・検査⁶⁰、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での

59 検疫法第2条、第34条及び第34条の2

60 検疫法第13条第1項

待機要請⁶¹や健康監視等の検疫措置に関する情報を関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と共有する。（保健所）

- ・検査の結果、陽性者については、国において医療機関での隔離、宿泊施設での待機要請⁶²が実施される。また、陰性者や検査対象外の者については、医療機関又は宿泊施設での停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視の対象となるが、市は、国から健康監視対象者の情報提供があった場合は、対象者の健康監視等を行う。（保健所）
- ・市は、国が、停留、待機要請及び健康監視の対象者の範囲を変更した場合は、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と情報共有を行う。（保健所）
- ・市は、国が当該感染症について、無症状病原体保有者からの感染が見られる場合等、検疫措置の強化を図った場合は、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と情報共有を行う。（保健所）
- ・市は、国が、検疫法に基づく検疫感染症の発生又はまん延を防止するための指示及び居宅等での待機指示や外出していないことの報告徴収等の水際対策を徹底するための措置⁶³並びに水際対策への協力が得られない者に対する措置を実施する場合は、関係機関（県、他市町村、警察等）と情報共有を行う。（総務部、保健所）

2-4. 密入国者対策

- ・市は、国から密入国者の中に感染者又は感染したおそれのある者がいるとの情報提供があった場合は、国からの要請に基づき、必要に応じて国が行う検疫措置に協力する。（総務部、保健所）

2-5. システムの稼働

- ・市は、国が準備期に整備したシステムを稼働させた場合、当該システムを活用して健康監視等を実施する。（保健所）

2-6. 関係団体等との連携

- ・市は、国、県と連携して、居宅等待機者等に対して健康監視等を実施する⁶⁴。（保健所）
- ・市は、健康監視の実施にあたり通訳等の体制整備のため、関係団体等に対応を依頼する。（保健所、観光文化部）

61 検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項

62 検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第1項

63 検疫法第13条の3、第16条の2及び第16条の3

64 感染症法第15条の3第1項

第3節 対応期

1 目的

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する必要がある。

新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施する。

2 所要の対応

3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・市は、状況の変化を踏まえ、第2節の対応を継続する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・保健所が患者への対応により健康監視対象者への対応が困難な場合は、感染症法の規定に基づき、国に対して健康監視の実施を要請する。（総務部、保健所）

3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・国は、第2節の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。
- ・また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。
- ・市は、国の対応の変更を受け、対策の切り替えを行う。（総務部、保健所）

3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・国は、第2節対応を継続しつつ、以下のア～ウの取組を行う。市は、国の対応の変更を受け、対策の切り替えを行う。（総務部、保健所）
 - ア 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。
 - イ 国は、病原体の性状や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小又は中止する。
 - ウ 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病

原体の性状が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

3-4. 水際対策の変更の方針の公表

- 市は、国が水際対策の強化、緩和又は中止を行うことを公表した場合は、速やかに関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）に連絡を行うとともに、健康監視等の対応を変更する。（総務部、企画政策部、保健所）

第6章 まん延防止⁶⁵

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護することが重要である。

このため、市は、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手指衛生、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市民に対して、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけ等が想定される。市は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえて国が行う指定地方公共機関への周知に協力する。（総務部、企画政策部、保健所）

65 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るために時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となることが重要である。

このため、市は、市内及び周辺市町村におけるまん延を防止し、まん延時には迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- ・市は、国、県と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。（保健所）
- ・市は、国と連携し、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、適切に対応する。（保健所）
- ・市は、JIHS から、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく有効なまん延防止対策に資する情報について、速やかに提供を受ける。（保健所）
- ・感染者の増加に備え、感染者情報等を管理するためのシステム構築を検討する。（総務部、保健所）
- ・市は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（総務部、全部局）

第3節 対応期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で国が検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び経済活動への影響の軽減を図る。

2 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

- ・市は、国及びJIHSによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。（総務部、保健所、関係部局）
- ・まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活及び経済活動への影響も十分考慮する。（総務部、保健所、関係部局）

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

- ・市は、国、県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）⁶⁶や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁶⁷等の措置を行う。（保健所）
- ・病原体の性状等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、感染拡大防止対策に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（保健所）

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

- ・市は、県から、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請が行われた場合は、積極的に市民への周知を行う。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）
- ・市は、県から、まん延防止等重点措置としての外出自粛要請や、緊急事態措置としてみだりに居宅等から外出しないこと等の要請が行われた場合

⁶⁶ 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

⁶⁷ 感染症法第44条の3第1項

は、積極的に市民への周知を行う。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）

- ・市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁶⁸。（総務部、関係部局）

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

- ・市は、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手指衛生、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（総務部、企画政策部、保健所、全部局）

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

- ・市は、県がまん延防止等重点措置として、事業を行う者に対する営業時間の変更⁶⁹の要請を行った場合は、関係団体等と協力してその徹底を図る。（総務部、企画政策部、経済産業振興部、保健所、関係部局）
- ・県から緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁷⁰を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁷¹があった場合は、関係団体等と協力してその徹底を図る。（総務部、企画政策部、こども未来部、スポーツ部、教育委員会、関係部局）

3-1-3-2. その他の事業者に対する要請

- ・市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。（総務部、経済産業振興部、保健所、関係部局）
- ・当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨することと、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。（総務部、経済産業振興部、保健所、関係部局）
- ・市及び関係機関は、国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。（総務部、保健福祉部、保健所、関係部局）

68 特措法第36条第1項

69 特措法第31条の8第1項

70 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

71 特措法第45条第2項

- ・市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。
(総務部、保健所、関係部局)

3-1-3-3. 学級閉鎖・休校等の要請

- ・市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。(総務部、保健所、こども未来部、教育委員会)
- ・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁷²（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑みて適切に判断するよう、県から設置者等に要請があった場合、市は学校の設置者として、感染症の予防上必要があるかを判断し、臨時に、学校の全部または一部の休業を行う。(総務部、保健所、教育委員会)

3-1-3-4. 公共交通機関等に対する要請

- ・市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講ずるよう要請する。また、正しい根拠に基づかない乗車拒否等が起こらないよう、事業者に対し感染対策に関する周知を図る。(総務部、企画政策部、保健所)

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・市は、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。(総務部、保健所、関係部局)

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・市は、病原体の性状等に応じて、国、県が行う措置等が円滑に実施できるよう必要な対応を検討、実施する。(総務部、保健所、関係部局)
- ・こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策を実施する。

72 学校保健安全法第20条

（総務部、保健所、関係部局）

- 病原体の性状等を踏まえた大きくりの分類に基づく国、県の対応は以下のとおり。

病原性と感染性	リスク評価に基づく国、県の対応の考え方
病原性：高い 感染性：高い	<ul style="list-style-type: none"> 国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる
病原性：高い 感染性：高くない	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す 医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合、国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する
病原性：高くない 感染性：高い	<ul style="list-style-type: none"> 県は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する 県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直す 地域に医療のひっ迫のおそれが生じた場合、県は当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼びかける 国は、県を支援するため、より効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行う 医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合、国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合、県は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。
- 市は、市民に対して基本的な感染対策の継続を依頼する。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）
- 市は、使用制限や停止としていた施設について、病原体の性状や市内の感染状況に応じ、再開までの過程及び引き続き必要となる感染対策について関係団体と共に検討する。（総務部、企画政策部、こども未来部、スポーツ部、教育委員会、関係部局）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・行動制限等の要請がなくなった後は、段階的に制限を緩和し、病原体の性状に応じ、市民に対して場面に応じた基本的な感染対策の継続を依頼する。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）

第7章 ワクチン⁷³

第1節 準備期

1 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県の要請に基づき、接種体制の構築等、必要な準備を行う。

2 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材等の確保

- 市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（総務部、保健所）

1-2. ワクチン流通に係る体制の整備

1-2-1. 登録事業者の登録に係る周知・登録

- 市は、国、県と連携して、事業者に対して、国が定める特定接種の対象となり得る者に関する基準、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を周知するとともに、国の構築する登録事業者を管理するデータベースへの登録作業に係る周知を行う。
- 市は、国が行う事業者の登録申請の受付、基準に該当する事業者の登録に協力する。

1-2-2. ワクチンの供給体制

- 市は、市内のワクチン配送事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定のため、医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（総務部、保健所）

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制が構築できるよう、国が示す接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について情報収集する。（総務部、保健所）
- 市は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と集合的な契約を結ぶことができるシステムにつ

⁷³ 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。

いて、国の構築状況を確認し、接種体制の構築に活用する。（総務部、保健所）

- 市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（総務部、保健所）

1-3-2. 特定接種

- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として当該地方公務員の所属する県または市町村において、集団的な接種を実施することとなるため、市は、国の要請に基づき、特定接種を速やかに実施できるよう、体制を構築する。（総務部、保健所）
- 事業者において特定接種を実施する場合は、企業内診療所での接種、外部医療機関からの診療による接種が考えられる。実施にあたり新たに許可等が必要な場合、市は迅速に対応する。（保健所）

1-3-3. 住民接種

- 市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。（保健所）
 - （ア）市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁷⁴。
 - （イ）市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
 - （ウ）市は、国からの接種体制の具体的なモデルを示す等の技術的な支援を受けながら、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、速やかに接種できるよう、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（総務部、保健所、全部局）

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

- 市は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの

⁷⁴ 予防接種法第6条第3項

役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、住民の理解促進を図る。（総務部、企画政策部、保健所）

- ・新型インフルエンザのワクチン接種にあたり、市は、定期接種の実施主体として、医師会等関係団体との連携のもと、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・ワクチン忌避を拡大させないため、市は、平時を含めた準備期において、定期接種の被接種者に分かりやすい情報提供を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

1-5. DX の推進

- ・市は、予防接種業務が速やかに、誤りなく遂行できるよう必要なシステムの整備を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

第2節 初動期

1 目的

準備期から計画した接種体制等により、速やかな予防接種へとつなげる。

2 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

- ・市は、国からのワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、必要な資材を適切に確保する。（総務部、保健所、保健福祉部）

2-1-2. 特定接種

- ・市は、地域医師会、歯科医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（総務部、保健福祉部、保健所、保健福祉部）

2-1-3. 住民接種

- ・市は、接種が円滑に行われるよう、政府ガイドラインを参考に接種予定期数の把握や予約の受付方法、会場の選定、接種に必要な人材及び資材の確保等について検討する。（総務部、保健所、保健福祉部）
- ・市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を構築する。（総務部、保健所、保健福祉部）

第3節 対応期

1 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチン及び必要な資材の流通、需要量及び供給等に関する調整を行う。（総務部、保健所、保健福祉部）

3-2. 接種体制

- 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（総務部、保健所、保健福祉部）
- 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。（総務部、保健所、保健福祉部）

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

- 国が特定接種を実施することを決定した場合、市は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部、保健所、保健福祉部、関係部局）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

- 市は、国、県と連携して、接種体制の準備を行う。（総務部、保健所、保健福祉部、関係部局）

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- 市は、国からの要請に基づき、住民が速やかに接種を受けられよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構

築を進める。（総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部）

- ・市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保する。（総務部、保健所、保健福祉部）

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ・市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国の要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部）
- ・市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を住民に提供する。（総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部）
- ・特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については不安の高まりやワクチンの供給量の少なさから混乱が生じる可能性が高いことを考慮したうえで広報を行う。（総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部）

3-2-2-4. 接種体制の拡充

- ・市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。（総務部、保健所、保健福祉部）
- ・市は、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（保健福祉部、保健所）

3-2-2-5. 接種記録の管理

- ・市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（総務部、保健所、保健福祉部）

3-3. 健康被害救済

- ・市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（保健所、保健福祉部）

3-4. 情報提供・共有

- ・市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い

報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部）

- ・パンデミック時において定期予防接種の接種率が低下することがないよう、市は、引き続き定期予防接種の必要性等の周知に取り組む。（保健所、企画政策部）

第8章 医療

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等による患者数の増大に対応するため、市は、平時においては県が進める医療提供体制整備に協力し、医療機関及び関係機関との情報交換等の場を通じて、有事に備えた関係の構築と支援を続け、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を目指す。

2 所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

- ・市は、県及び県保健所等と有事における役割分担をあらかじめ整理した上で、1-1-1に記載する相談センターを設置する。（総務部、保健所）
- ・市は、市民に対して必要な医療を提供するため、1-1-2から1-1-7までの県の医療提供体制確保の取組に協力し、県保健所と連携して地域の医療提供体制の活用を図るほか、感染症指定医療機関とその他の医療機関、高齢者施設等の関係者を有機的に連携させることにより、市民に対して必要な医療を提供する。（保健福祉部、保健所）
- ・市は、平時から県及び県保健所とともに長野圏域の医療機関、消防機関等との情報交換、訓練の場を設け、相互の連携を深める。（保健福祉部、保健所）
- ・市は、医療機関や社会福祉施設等における院内及び施設内感染対策の向上のため、研修等を実施するほか、医療機関、社会福祉施設等に対して助言指導を行う。（保健所、保健福祉部）

1-1-1. 相談センター

- ・市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。（総務部、保健所）
- ・相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先の案内を行う。（保健所）

1-1-2. 感染症指定医療機関

- ・新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表⁷⁵前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。

⁷⁵ 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表をいう。以下同じ。

- ・公表後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関⁷⁶（第一種協定指定医療機関⁷⁷）

- ・病床確保を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。
- ・新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関を中心に対応を行い、その後状況に応じてその他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関⁷⁸（第二種協定指定医療機関⁷⁹）

- ・発熱外来を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室を設ける等、発熱患者等の診療を行う。
- ・新型インフルエンザ等の流行初期においては、感染症指定医療機関及び公立公的医療機関を中心に対応を行い、その後状況に応じて、その他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関⁸⁰（第二種協定指定医療機関）

- ・自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関⁸¹

- ・後方支援を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。

76 感染症法第36条の2第1項第1号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関をいう。

77 感染症法第6条第16項に規定する第一種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

78 感染症法第36条の2第1項第2号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

79 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

80 感染症法第36条の2第1項第3号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

81 感染症法第36条の2第1項第4号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関⁸²

- ・医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。

1-2. 医療提供体制の整備

- ・県は、県予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。
- ・県は、県予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
- ・市は、県の医療提供体制整備のための協定の締結に協力し、平時から長野圏域の医療機関等との連携を図り、感染症対策に関する支援を行う。（保健所）
- ・市は、県が民間宿泊事業者等との間で協定を締結した宿泊療養施設について⁸³、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営等に協力する。（総務部、保健所）

1-3. 研修や訓練の実施を通じた関係機関との連携等

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、平時から研修及び訓練等を実施し、県、県保健所、医療機関、消防機関、高齢者施設等との連携を図る。（総務部、保健所、関係部局）
- ・市は、速やかに有事体制に移行するための、感染症危機管理部局に限らない全序的な研修・訓練を行う。その際、総務部が主体となり、多様な機関に対して訓練の参加を促進する。（総務部、保健所、全部局）
- ・感染症指定医療機関は、新型インフルエンザ等の患者の受入れを適切に実施するため、平時から新型インフルエンザ等の発生等を想定した訓練を行うとともに、長野圏域の感染症指定医療機関との間において感染症の対応方法等に関する相互の情報交換に努める。（保健所）

1-4. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

82 感染症法第36条の2第1項第5号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

83 感染症法第36条の6第1項第1号ロ

- ・県は、特に配慮が必要な患者⁸⁴について、患者の特性に応じた受入医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
- ・市は、必要な医療提供体制の確保のため、医療機関等との調整を行う。（保健福祉部、保健所）

84 精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症の人、がん患者、外国人等

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、市は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、国からの要請に基づいて県が実施する医療提供体制の確保に協力して、体制整備を迅速にすすめるとともに、市民が混乱なく医療を受けられるよう、相談窓口を設置し周知する。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

- 市は、国やJIHSから提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状を含む診断・治療に関する情報等について、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）

2-2. 医療提供体制の確保等

- 国からの要請に基づいて県が行う感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等における感染症患者の受入体制の確保、入院調整に係る体制構築等に協力し、迅速に体制を整備する。（保健福祉部、保健所）
- 市は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、市予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。（保健所）
- 医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、外来ひつ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（保健福祉部、保健所）
- 医療機関に対し、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（保健所）
- 市は、市民に対して地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について周知する。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所）

2-3. 相談センターの整備

- 市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、市民への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等への受診につなげる。（総務部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が全国に急速にまん延した場合、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。市は、国、県とともに適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供するための取組を積極的に推進することにより、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう支援する。

また、ワクチンや治療薬等により対応力が高まった場合には、混乱なく通常の医療提供体制に移行できるよう調整等を行う。

2 所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ・市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市民に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）
- ・市は、県と連携し、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。（保健所）
- ・市は、発熱外来の医療機関に対して、患者からの相談に応じる相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう周知する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、国及びJIHSから提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状、診断・治療に関する情報等について、医療機関、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、市内の感染状況や医療提供の状況等を踏まえて、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。（保健所）
- ・市は、県が特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う場合、これに協力する。（保健福祉部、保健所）

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ・市は、県が国からの要請に基づいて行う入院医療及び外来医療を提供する体制の確保に協力する。（保健福祉部、保健所）

- ・市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う公立・公的医療機関等に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。ただし、県が総合調整権限・指示権限を行使した場合は県の指示に従う。（保健所）

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ・市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの機能を強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。（総務部、保健所）

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ・市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等の病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。
- ・市は、自宅療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーター等必要な備品を確保する。（保健所、保健福祉部）

3-2-2-2. 相談センターの強化

- ・上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。（総務部、保健所）

3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応

- ・市は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等のグループに感染・重症化しやすい新型インフルエンザ等が発生した場合は、国からの要請に基づき、リスクの高い特定の患者への重点的な医療提供体制を確保するよう医療機関等と調整する。（保健福祉部、保健所）
- ・新型インフルエンザ等の病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、市は、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等の協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう調整する。（保健福祉部）

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・市は、県が協定に基づいて対応する医療機関を減らす、または変異株の出現等により医療機関を増やす等体制の変更を決めた場合は、医療機関との調整に協力する。（保健福祉部）
- ・市は、国からの要請に基づき、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更し、市民に周知する。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・市は、県が国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する際に、協定指定医療機関以外の医療機関への説明や調整を行う。（保健福祉部、保健所）
- ・市は、市民に対して受診方法や受診医療機関が通常の体制に移行することについて丁寧な説明、周知を行う。（総務部、保健福祉部、企画政策部、保健所）

3-3. 県予防計画及び医療計画に基づく事前の想定と大きく異なる場合、医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

- ・市は、県が準備期に整備した医療提供体制の想定と大きく異なり、国が示す対応方針を踏まえて対応を検討する場合には、新たな体制構築のための医療機関との調整等に協力し、必要な人員及び物資の調達を行う。（総務部、保健福祉部、保健所）
- ・想定した取組では対応が困難となるおそれがあり、県が広域の医療人材派遣や患者の移送、臨時の医療施設の設置、または再度まん延防止における措置を講じる事態となった場合には、新たな方針を踏まえ対応する。（総務部、保健福祉部、保健所）

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等発生時における健康被害や、社会経済活動への影響を最小限にとどめるために、新たな治療薬の開発等を推進する。

2 所要の対応

1-1. 治療薬・治療法の研究開発の推進

1-1-1. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

- ・大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、市は、大学等の研究機関を支援する。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国等における感染症危機対応医薬品等の開発動向に注視し、新たに開発・承認等された新型インフルエンザ等に有効な治療薬や治療法を速やかに医療機関で活用できるよう、国、県と連携して、医療機関等との診療・治療に資する情報の共有や治療薬の適正流通のための取組等を行う。

2 所要の対応

2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

- 市は、国等から示される新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報の分析結果等の知見について、医療機関等の関係機関と情報共有を行う。（保健所）

2-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

- 市は、国及び JIHS から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関等に対して迅速に提供・共有する。（保健所）

2-2-2. 治療薬の流通管理及び適正使用

- 市は、国又は県から要請があった場合、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう依頼する。また、治療薬について過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。（保健所）

2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- 市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要に応じて協力する。（保健所）
- 市は、国又は県の要請を受け、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう依頼する。（保健所）

第3節 対応期

1 目的

開発・承認等された新型インフルエンザ等に有効な治療薬や治療法を速やかに医療機関で活用し、必要な患者に公平に医療を提供できるよう、引き続き、国、県と連携して、医療機関等との診療・治療に資する情報の共有や治療薬の適正流通のための取組等を行う。

2 所要の対応

3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

- 市は、国等が行う新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報、病原体に対する既存の薬剤の有効性を含めた分析結果等の知見を医療機関等の関係機関へ情報提供を行う。（保健所）

3-1-2. 医療機関等への情報提供・共有

- 市は、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等に対して迅速に提供する。（保健所）

3-1-3. 治療薬の流通管理

- 市は、引き続き、国又は県からの要請があった場合、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう依頼する。また、治療薬について過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。（保健所）
- 市は、対症療法薬についても、国からの要請があった場合、適切に使用するよう要請するとともに、適切な流通を指導する。（保健所）

3-1-4. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- 市は、地域における感染が拡大し、国から濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請があった場合は、予防投与のとりやめについて医療機関と情報共有を行う。（保健所）

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

- 市は、国において重症化リスクの高い特定のグループに対して必要な治療が提供されるよう重点的な対策を行う場合は、医療機関等と必要な情報を

共有する。（保健所）

- 病原体の変異に伴う病原性や感染性の増加や、予期せぬ治療薬関連物資等の不足、他の感染症の同時流行等の複合的な危機が発生した場合等、リスクが更に増加する可能性もあるため、国から示される分析結果や対応方針について医療機関等に周知する。（保健所）

第10章 検査

第1節 準備期

1 目的

患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげ、また流行の実態を把握するため、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに検査体制を立ち上げ、多数の患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築するため、平時から必要な準備を行う。

2 所要の対応

1-1. 検査体制の整備

- ・市は、国、県と連携し、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所と県環境保全研究所、JIHSとの間の連携を深めるとともに、JIHSの支援を受け、民間検査機関を含めた検査実施機関における検査体制の強化や、検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立する。（保健所）
- ・市は、民間検査機関等と検査等措置協定を締結し、有事における検査体制を確保する。（保健所）
- ・環境衛生試験所は、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進めるとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートの確認を行う。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所や県環境保全研究所、民間検査機関、医療機関等の有事に検査の実施に関与する機関との間の役割分担を平時から確認する。（保健所）
- ・市は、公用車等による検体搬送に加え、国の方針を踏まえ、運送事業者等による検体搬送の活用について検討する。（保健所）
- ・市は、市予防計画に基づき、環境衛生試験所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、民間検査機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。（保健所）
- ・市は、新型コロナ対応で確保したPCR検査能力等を維持・拡充するため、検査機器の整備・更新等に取り組む。（総務部、保健所）
- ・市は、JIHS等が実施する技術研修に担当職員を参加させ、人材育成や検査の精度管理を図る。（保健所）

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ・市は、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等に対して、国やJIHSが実施する訓練等への参加を呼びかけるとともに、市においても予防計画に基づき訓練等を実施する。（保健所）
- ・これらの訓練等により、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の確認・点検を行い、維持・強化を図るとともに、病原体の検出手法の習得から検査機関への普及に至るまでの初動体制の構築や、検体・病原体の搬送体制の確認を行う。（保健所）
- ・検体採取部位によっては検体採取を行う者の職種が限られることから、県は、国が実施する歯科医師等を対象とした検体採取⁸⁵の技術研修等について必要に応じて関係団体等へ周知する。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて平時から体制構築を図るため、検査機器の整備・更新や試薬の確保、検査部門の人員確保、JIHSや地方衛生研究所等のネットワークを活用した専門的人材育成のほか、集団感染発生時等に対応可能な検査法の構築や訓練の実施など、平時から病原体の検査体制の強化を計画的に進めていくとともに、訓練等を通じた人材育成を行う。（総務部、保健所）
- ・長野市保健所健康危機対処計画には、有事における所内の組織・人員体制、検査実施体制（検査機器等の整備・更新、検査試薬の備蓄、検体搬送の仕組み等）、関係機関との役割分担や連携、研修・訓練の実施方針等について記載する。（保健所）

1-3. 検査実施状況等の把握体制の確保

- ・市は、有事における検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保についての国の検討状況を注視するとともに、必要に応じて体制確保等に協力する。（保健所）

1-4. 研究開発支援策の実施等

1-4-1. 研究開発の方向性の整理

- ・市は、国及びJIHSが行う重点感染症の指定や感染症危機対応医薬品等の研究開発の推進等の状況について情報を収集する。（保健所）

1-4-2. 研究開発体制の構築

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究機関や検査機関等にお

⁸⁵ 特措法第31条の2第1項。感染症発生・まん延時において、厚生労働大臣等が医療関係者に協力を要請した場合に限り、歯科医師が検体採取を行うことができる。

ける検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できるよう国が進めるネットワークの強化に協力する。（保健所）

1-4-3. 検査関係機関等との連携

- ・市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健福祉部）

1-5. 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

- ・市は、国が示す検査実施の方針に対応し、必要に応じて検査体制の整備に活用する。（保健所）

第2節 初動期

1 目的

市内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめるため、検査体制を早期に整備する。

2 所要の対応

2-1. 検査体制の整備

- ・市は、市予防計画に基づき、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認するとともに、速やかに検査体制を立ち上げる。（保健所）
- ・市は、検査等措置協定締結機関等に対して、準備期に締結した協定に基づき検査体制の確保を要請する。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況について、定期的に国へ報告する。（保健所）
- ・市は、検査物資の備蓄状況を確認するとともに、必要な検査物資を追加で確保する。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時に検体・病原体の迅速な搬送が実施できるよう、公用車による搬送に加え、国の方針を踏まえ、運送事業者等による搬送の必要性について判断する。（保健所）

2-2. 国内における核酸検出検査（PCR検査等）の汎用性の高い検査手法の確立と普及

2-2-1. 検体や病原体の入手及び検査方法の確立

- ・市は、国やJIHSが公表する病原体の検出手法や病原体情報について積極的に情報収集する。（保健所）
- ・市は、JIHSからの検査試薬や検査マニュアルの配布等の技術的支援を受け、検査手法の確認・標準作業書の整備を行い、速やかにPCR検査等の検査体制を立ち上げるとともに、検査精度の確保を図る。（保健所）
- ・市は、国やJIHSと連携し、検査等措置協定締結機関等におけるPCR検査等の検査体制の立ち上げを支援する。（保健所）
- ・市は、検査等措置協定締結機関等に対し、検査マニュアルや入手したPCRプライマー等を基に、PCRプライマー等及び試薬等の病原体の検査情報を提供する。（保健所）

2-2-2. 検査体制の立上げと維持

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に、当該者に対して適切に検査が実施できる検査所の開設を検討する。（保健所、保健福祉部）

2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ・市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健所）

2-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

- ・市は、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき国が決定する検査実施の方針を踏まえ、必要な検査体制を隨時見直すとともに、市民に対して、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を分かりやすく提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、検査により患者を早期発見することで、適切な医療につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめるため、検査体制の拡充と維持を図る。また、感染症の特徴や病原体の性状の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等を踏まえて適切に検査を実施し、社会経済活動の回復や維持を目指す。

2 所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

- ・市は、市予防計画に基づき、国の要請も踏まえ、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（保健所）
- ・市は、必要に応じて、検査等措置協定締結機関等に対して、準備期に締結した協定に基づき検査体制の拡充を要請する。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。（保健所）
- ・市は、検査体制の拡充にあたり、検査に必要となる予算及び人員の見直し並びに確保を行うとともに、検査物資を確保する。（保健所）
- ・市は、國の方針を踏まえ、公用車による検体搬送に加え、運送事業者等による検体搬送を活用する。（保健所）

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ・市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健所）
- ・市は、国及びJIHSと連携して、抗原定性検査等のより安全性が高い検査方法や検体採取方法が新たに開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及を図る。（保健所、保健福祉部）

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

- ・市は、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき国が決定する検査実施の方針を踏まえ、市民に対して、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を分かりやすく提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

- ・検査実施にあたっては、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。対応期においては、検査実施能力の確保状況を踏まえ、市民生活及び経済に及ぼす影響の最小化等の観点から検査対象者を拡大する場合もある。（保健所）
- ・市は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、国が段階的に検査実施の方針の見直し等を行った場合には、検査体制についても見直しを行う。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性、検査体制を考慮し、社会経済活動の回復や維持を図ることを目的とした検査についても、國の方針を踏まえ実施する。（保健所）

第11章 保健

第1節 準備期

1 目的

感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対応する人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び資材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、保健所や環境衛生試験所等が感染症有事における機能を果たすことができるようとする。

2 所要の対応

1-1. 人材の確保

- ・市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、全庁的な応援職員、IHEAT要員、臨時職員等、有事体制を構成する人員を確保する。（総務部、保健福祉部、保健所、全部局）
- ・市は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、環境衛生試験所の計画的な人員の確保や配置を行う。人員の配置に当たっては、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討する。（総務部、保健所）

1-1-1. 外部の専門職（IHEAT等）等の活用

- ・保健所は、IHEAT要員の確保、名簿管理を行い、IHEAT要員に対する研修・訓練について、県と連携して取り組む。
- ・市は、健康危機発生時に速やかにIHEAT要員の支援を受けることができるよう、IHEAT要員の受入体制を整備する。（総務部、保健所）
- ・市は、必要に応じ職能団体等外部の専門職も活用できるよう準備を行う。（保健所）

1-1-2. 受援体制の整備

- ・保健所及び環境衛生試験所は、有事体制を構成する人員のリスト及び有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ・市は、市予防計画に定める保健所の有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT

- 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。（保健所）
 - ・市は、保健所及び環境衛生試験所において、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。また、保健所及び環境衛生試験所以外における業務について業務継続計画を策定する。（総務部、保健所、全部局）
 - ・業務継続計画の策定に当たっては、有事における業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。（総務部、保健所、企画政策部、全部局）

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ・市は、保健所の有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。（保健所）
- ・市は、国やJIHS等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT 要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。（総務部、保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の研修等を積極的に活用し、保健所や環境衛生試験所等の人材育成に努める。（総務部、保健所）
- ・市は、保健所や環境衛生試験所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。（総務部、保健所）
- ・市は、保健所や環境保全研究所等に加え、速やかに有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。（総務部、保健所）

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所や環境衛生試験所等のみならず、府内の関係機関、医療機関、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。（総務部、保健所、全部局）
- ・市は、感染症対策推進会議等において、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者

- 等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえて、市予防計画を策定・変更する。（保健所）
- ・市は、市予防計画を変更する際には、市行動計画、県が作成する医療計画及び県予防計画、並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針⁸⁶に基づき作成する市健康危機対処計画と整合性の確保を図る。（保健所）
 - ・感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設⁸⁷で療養する場合には、陽性者への食事の提供等⁸⁸の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、県が協定を締結した民間宿泊事業者⁸⁹等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（総務部、保健所）

1-4. 保健所及び環境衛生試験所等の体制整備

- ・市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。（総務部、保健所）
- ・市は、保健所や環境衛生試験所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、外部委託⁹⁰等を活用しつつ健康観察⁹¹を実施できるよう体制を整備する。（総務部、保健所）
- ・保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。（保健所）
- ・環境衛生試験所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・更新、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。（保健所）
- ・市は、地域全体の試験検査能力等の向上につながる研修指導を行うなど人材育成に取り組むとともに、研修指導ができる体制を構築・維持する。（保

86 地域保健法第4条に基づき定める基本指針（平成6年厚生省告示第374号）をいう。

87 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

88 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

89 感染症法第36条の6第1項

90 感染症法第44条の3第4項及び第5項

91 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めるこをいう。以下同じ。

健所)

- ・市は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国が JIHS と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、県と協力して検査体制の維持に努める。（保健所、総務部）
- ・市は、平時から県及び保健所設置市の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（保健所）
- ・市は、有事に迅速に検査体制が整備できるよう、国、JIHS 及び県と連携し、環境保全研究所等における検体の入手から病原体の検出方法の確立及びその手法の検査機関への普及に至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。（保健所）
- ・市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。（保健所）
- ・市は、国、県と連携のうえ、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。（保健所）
- ・市は、県家畜保健衛生所、県及び国と連携のうえ、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく獣医師からの届出⁹²又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。（総務部、農林部、保健所）
- ・市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健所）

1-5. DX の推進

- ・市は、有事の際に上記システムを活用できるよう、平時から保健所、環境衛生試験所、医療機関等の体制を整える。（保健所）
- ・市は、国等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題を踏まえ、県、保健所、環境衛生試験所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう検討する。（総務部、企画政策部、保健所）

⁹² 感染症法第 13 条第 1 項及び家畜伝染病予防法第 13 条第 1 項

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置等、市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、感染症による偏見・差別等を排除するため、以下の事項等について啓発する⁹³。（総務部、企画政策部、保健所）

【啓発内容】

- ・感染症は誰でも感染する可能性があること
- ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
- ・これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等
- ・市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）
- ・保健所は、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等を行う。
- ・市は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症がまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促す。（保健所、保健福祉部）

⁹³ 特措法第13条第2項

第2節 初動期

1 目的

市予防計画並びに保健所及び環境衛生試験所等が定める健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対して、新型インフルエンザ等の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、市民の不安軽減を図る。

2 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ・市は、国の要請や助言を受けて、市予防計画に基づく保健所の有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び環境衛生試験所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（カ）までの対応に係る準備を行う。（総務部、保健所）
 - （ア）医師の届出⁹⁴で患者を把握した場合の患者への対応（入院勧告・措置、積極的疫学調査等）や患者の同居者等濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導⁹⁵等）
 - （イ）積極的疫学調査等による、集団感染の発生状況の把握
 - （ウ）IHEAT要員に対する市内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請
 - （エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
 - （オ）環境衛生試験所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備
 - （カ）集団感染の発生した施設の調査に係る外部団体も含めた派遣の検討
- ・市は、保健所等への応援職員の派遣、県に対する応援派遣要請、IHEAT要員及び職能団体等に対する応援要請等の人員の確保に向けた準備を進めるとともに、（総務部、保健所）
- ・市は、国の要請に基づき、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

94 感染症法第12条

95 感染症法第44条の3第2項

(保健所、保健福祉部)

- ・市は、健康危機対処計画に基づき、人員の収集や支援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、有事体制への移行の準備を進める。(保健所)
- ・市は、JIHSによる環境衛生試験所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談窓口との連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。(保健所)
- ・市は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(保健所)
- ・市は、有事体制への移行準備を進めるため、以下の項目を確認する。(総務部、保健所)
 - (ア) 業務継続計画の内容
 - (イ) 患者対応に関する項目
 - a 保健所体制
 - b 検査体制・方針
 - c 搬送・移送・救急体制
 - d 入院調整の方法
 - (ウ) 各業務（相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（一元化や外部委託の手順を含む。）

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ・市は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内外における発生状況、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等を市民に対して情報提供・共有を行う。(総務部、企画政策部、保健所)
- ・市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。(総務部、企画政策部、保健所)
- ・市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(総務部、企画政策部、保健所)

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

- ・市は、疑似症サーベイランス等国が示す暫定的な方法により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、当該患者に対して積極的疫学調査及び検体採取⁹⁶を実施し、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。（保健所）

96 感染症法第16条の3第1項及び第3項

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市予防計画及び健康危機対処計画や準備期に整理した関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、保健所等が、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することにより、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じ柔軟に対応する。

2 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ・市は、全庁的な応援職員の派遣、県に対する応援派遣要請、IHEAT 要員及び職能団体等に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の有事体制を確立するとともに、環境衛生試験所等の検査体制を強化する。（総務部、保健所、全部局）
- ・保健所は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

3-2. 主な対応業務の実施

- ・市、保健所、及び環境保全研究所等は、市予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、県や県保健所等と相互に連携するとともに、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1. 相談対応

- ・市は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談窓口の運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県との一元化等について検討する。（総務部、保健所）

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ・市は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を

判断する。（保健所）

- ・環境衛生試験所は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。
- ・保健所は、環境保全研究所等と協力の上、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、関係機関への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。
- ・保健所は、国及びJIHS並びに県と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、感染症指定医療機関に対して退院等の届出の提出を求める。また、保健所は、国、JIHS及び県等の関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。
- ・保健所は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。
- ・市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）において、安定的な検査・サーベイランス機能の確保のため、病原体の特徴や性状、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて検査体制を見直す。（保健所）

3-2-3. 積極的疫学調査

- ・保健所は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。
- ・市は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHSに対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。（保健所）
- ・市は、流行初期以降においては、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国や県が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。（保健所）

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ・保健所は、医師からの届出により患者等を把握した場合は、医師が判断した患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。
- ・感染症の特徴や病原体の性状等が明らかでない場合は、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。
- ・入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、県及び医療機関等と適切に連携して対応する。
- ・市は、入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者等の協力を得て行うことにより、保健所の業務負担軽減を図る。（総務部、保健所）

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ・保健所は、医師からの届出により患者等を把握し、医師が判断した患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等を勘案した上で、患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請⁹⁷や就業制限⁹⁸を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。
- ・市は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の配付に努める⁹⁹。（総務部、保健所）
- ・軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察は、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。（総務部、保健所）

3-2-6. 健康監視

- ・保健所は、検疫所から通知があったときは、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する¹⁰⁰。

97 感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項

98 感染症法第18条第1項及び第2項（第44条の9の規定により準用する場合及び第53条の規定により適用する場合を含む。）

99 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

100 感染症法第15条の3第1項。なお、国は、保健所設置市が検疫所から通知があったときに行う健康監視について、当該保健所設置市から要請があり、かつ、当該保健所設置市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該保健所設置市に代わって健康監視を実施する。（感染症法第15条の3第5項）

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時によるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ・市は、流行開始を目途に有事体制へ切り替え、その移行状況を適時適切に把握する。（総務部、保健所）
- ・市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、保健所等への応援職員の派遣、県に対する応援派遣要請、IHEAT 要員及び職能団体等に対する応援要請等を行う。（総務部、保健所）
- ・市は、国が整備した感染症サーバランスシステム等の ICT ツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び環境衛生試験所等における業務の効率化を推進する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。（保健所）
- ・市は、有事体制への切替え、体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。（総務部、保健所）
- ・市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健所）

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ・市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画に基づき、環境衛生試験所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（総務部、保健所）
- ・市は、国から示される検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。（保

健所)

- ・保健所は、感染症の特徴や病原体の性状等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ・市は、地域の感染状況等の実情に応じて、実地疫学の専門家等の派遣が必要な場合は、JIHSに要請する。（総務部、保健所）
- ・市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、応援職員の派遣、県に対する応援派遣要請、IHEAT要員及び職能団体等に対する応援要請等を行う。（総務部、保健所）
- ・市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。（総務部、保健所）
- ・市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や、保健所及び環境衛生試験所等の業務負荷等も踏まえて、保健所等の人員及び検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。（総務部、保健所）
- ・市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。（総務部、保健所）

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ・保健所は、市予防計画に基づき、環境衛生試験所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化を図る。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所において対応期を通じて拡充した検査体制を維持し、地域の変異株の状況の分析、府内及び県への情報提供・共有等を実施する。（保健所、企画政策部）

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・市は、国からの要請を踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び環境衛生試験所等における有事の体制等の段階的な縮小を検討し、実施する。（総務部、保健所）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療

提供体制や感染対策の見直し等) 及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。(総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部)

第12章 物資¹⁰¹

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療や検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、国、県及び医療機関等と連携し、感染症対策物資等の備蓄の推進等¹⁰²の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

1-1. 体制の整備

- ・市は、国が感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、事業者等に対する生産等の要請等を円滑に行えるよう、国における関係機関との情報共有体制の整備に協力する。（総務部、保健所）

1-2. 感染症対策物資等の備蓄等¹⁰³

- ・市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹⁰⁴。（総務部、保健所）

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁰⁵。

- ・市は、国、県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（消防局）

101 特措法第 8 条第 2 項第 2 号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

102 備蓄等にあたっては使用推奨期限等に留意する。

103 ワクチン接種資器材等及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

104 特措法第 10 条

105 特措法第 11 条

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、国、県等と連携して感染症対策物資等の備蓄や需給状況の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ・市は、所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。（総務部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄や需給状況を確認するとともに、必要な感染症対策物資等が物資等を必要とする現場に届くように調整する。

2 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ・市は、所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を隨時確認する。（総務部、保健所）

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、他の地方自治体、指定地方公共機関等の関係機関と、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める¹⁰⁶。（総務部、保健所）

106 特措法第51条

第13章 市民生活及び経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（総務部、保健所）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（総務部、関係部局）

1-3. 物資及び資材の備蓄¹⁰⁷

- 市は、市行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する¹⁰⁸。（総務部、保健所）

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物

107 ワクチン接種資器材等、検査物資や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

108 特措法第10条

資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁰⁹。（総務部）

- ・市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

なお、勧奨に当たっては、市民が適切に判断・行動できるよう、的確な情報提供に留意する。（総務部、保健所）

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

- ・市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（総務部、保健所、保健福祉部）

1-5. 火葬体制の構築

- ・市は、県が調査し把握した県内の火葬場の能力や遺体搬送手段等の体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。（総務部、地域・市民生活部）

109 特措法第11条

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のための感染対策等として必要となる可能性がある対策の準備等を呼びかける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、国が必要に応じて事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備について、県等と連携し、関係団体等を通じて市内に周知する。（総務部、保健所、経済産業振興部、関係部局）
- ・市は、これらのはか、新型インフルエンザ等の発生に備え、国が事業者に対して要請する、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備について、必要に応じ県等と連携し、関係団体等を通じて市内に周知する。（総務部、保健所、経済産業振興部、関係部局）

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼びかけ

- ・市は、国が国民等に対して呼びかける、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たって、消費者として適切な行動をするよう、市民に呼びかける。（総務部、企画政策部）
- ・市は、国が事業者に対して、生活関連物資の価格の高騰や買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請することについて、県等と連携し関係団体などを通じて市内に周知する。（総務部、経済産業振興部、関係部局）

2-3. 法令等の弾力的な運用

- ・市は、国から示される国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、市民及び事業者への周知に協力する。（総務部、関係部局）

2-4. 遺体の火葬・安置

- 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（総務部、地域・市民生活部）

第3節 対応期

1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

2 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼びかけ

- ・市は、国や県の呼びかけを踏まえ、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について市民に呼びかける。（総務部、関係部局）
- ・市は、国が事業者に対して、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び惜しみを生じさせないよう要請することについて、県等と連携し、関係団体などを通じて市内に周知する。（総務部、関係部局）

3-1-2. 心身への影響に関する施策

- ・市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（総務部、保健福祉部、保健所、子ども未来部、関係部局）

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

- ・市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（総務部、保健所、保健福祉部）

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

- ・市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限¹¹⁰やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（総務部、教育委員会）

3-1-5. サービス水準に係る市民への周知

- ・市は、国が行う事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に協力し、必要に応じて、市民に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。（総務部、企画政策部、関係部局）

3-1-6. 犯罪の予防・取締り

- ・市は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、県警察本部が行う取締りその他防犯のための取り組みや、広報啓発活動に協力する。（総務部、企画政策部、関係部局）

3-1-7. 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（総務部、関係部局）
- ・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（総務部、関係部局）
- ・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（総務部、関係部局）
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる¹¹¹。（総務部、関係部局）

110 特措法第 45 条第 2 項

111 特措法第 59 条

3-1-8. 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、第2節（初動期）2-4の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。（総務部、地域・市民生活部）
- ・市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の指定管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ・市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、国が緊急の必要があると認めて、市以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた¹¹²場合には、それに基づいて対応する。

3-1-9. 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

- ・市は、国が新型インフルエンザ等緊急事態において、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置の必要性を検討し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定¹¹³した場合には、それに基づいて対応する。（全部局）

112 特措法第56条

113 特措法第57条

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

- ・市は、国が全国の事業者に対して要請する、従業員の健康管理の徹底や、事業所や職場における感染防止対策の実施について、関係団体等を通じるなどして、市内の事業者に周知する。（総務部、関係部局）
- ・市は、国等から提供される事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性のある従業員に対する必要な対応に係る情報）を適時更新しながら、事業者に提供する。（総務部、関係部局）

3-2-2. 事業者に対する支援

- ・市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（総務部、関係部局）

3-2-3. 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる¹¹⁴。（上下水道局）

3-3. 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 法令等の弾力的な運用

- ・市は、国から示される国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、市民及び事業者への周知に協力する。（総務部、関係部局）

3-3-2. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資¹¹⁵等

- ・市は、国・県と連携し、必要に応じ、金融機関等に対し、特別な融資を実施するなどの措置を講ずるよう要請する。（経済産業振興部）

3-3-3. 雇用への影響に関する支援

- ・市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を

114 特措法第52条第2項

115 特措法第60条

行う。（経済産業振興部、関係部局）

3-3-4. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ・市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。
なお、支援策の検討に当たって、市は、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。（全部局）

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS (Gathering Medical Information Systemの略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
隔離	検疫法第14条第1項第1号及び第15条第1項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
環境保全研究所等	環境保全研究所及び長野市保健所環境衛生試験所
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）

	ス) として提供する活動
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機対応医薬品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等
感染症サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型イン

	フルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
居宅等での待機指示	検疫法第14条第1項第4号及び第16条の3第1項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、居宅等での待機要請を受けた者で、正当な理由なく当該待機要請に応じないもの等に対し、新型インフルエンザ等の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを指示すること。
居宅等での待機要請	検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者に対し、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求めること。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活

	及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温

	その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。
県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）及び特別区
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症

	<p>等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包摂的に行う。</p> <p>期待される役割は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価 (2) 科学的知見の迅速な提供、対策の助言と分かりやすい情報提供・共有 (3) 研究開発や臨床研究等のネットワークのハブの役割 (4) 新型インフルエンザ等への対応能力向上のための専門人材の育成 (5) 国際連携による新興感染症等の早期探知やリスク評価能力の向上、研究開発体制の強化
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMAT（Disaster Medical Assistance Teamの略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

災害派遣精神医療チーム（DPAT）	DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Teamの略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
実地疫学専門家養成コース（FETP）	FETP（Field Epidemiology Training Programの略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHSが実施している実務研修
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本政府行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対

	象とした医薬品等の対策を実施する。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
宿泊施設での待機要請	検疫法に基づき、検疫所長が宿泊施設から外出しないよう求めること。 ・ 検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第1項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、患者に対し、新型インフルエンザ等の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、又は ・ 検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、感染したおそれのある者に対し、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用

	語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地方衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。本県では、環境保全研究所

定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、2023年9月に内閣官房に設置。感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括し、有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHSから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエン

	ザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるとときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等

	のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの
ワクチン開発・生産体制強化戦略	新型コロナウイルスによるパンデミックを契機に、我が国においてワクチン開発

	を滞らせた要因を明らかにし、解決に向けて国を挙げて取り組むため、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として2021年6月1日に閣議決定されたもの
ワンボイス	危機管理において「一つの声で語る」という意味を持ち、関係者全員が一貫したメッセージを発信することの重要性を指す言葉
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Makingの略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
IHEAT要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reactionの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。

PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市総務部危機管理防災課
電話：026-224-5006
 fax：026-224-5109
E-mail : kikibousai@city.nagano.lg.jp